

香川県公共交通事業者自動車運転手等確保支援事業費補助金の概要

令和8年8月27日時点

1 事業の目的

県内の交通事業者自動車運転手等を確保するため、一般旅客定期航路事業者が実施する事業に要する経費について、補助金を交付するもの。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営業者（香川県離島航路運営費等補助金などの欠損額の補助を受けている者並びに国及び地方公共団体を除く。）で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの
- (2) 交付申請時及び実績報告時に(1)に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

3 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象となる事業、補助対象経費は、以下のとおりとする。

なお、実績報告の際、成果物等を提出するものとする。

補助対象事業	補助対象経費
広報活動支援事業	一般旅客定期航路事業者が実施した活動に係る経費 ・就職説明会等の船員採用イベントを開催するために必要な会場借上費、広報資料作成費、交通費 等 ・他団体等が主催する船員就職イベントへの参加費、広報資料作成費、交通費 等 ・県内・県外の学校訪問に要する経費 ・各種メディアを活用した求人広告費用 等

※国、地方公共団体等が実施する他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象経費から当該他の補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

※主として期間に限りをつけて運航される航路事業に要する経費については対象外とする。

※香川県内の船員の確保につながる事業に限り、補助対象経費とする。

※以下のものは、補助対象経費に含めることができない。

- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・以下に該当する経費
 - ① 直接人件費

- ② 租税公課、減価償却費、一般管理費
 - ③ 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）
 - ④ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費
 - ⑤ 交付決定前に実施した事業の経費（ただし、交付決定をした日の属する年度の4月1日以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。）
- ・その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

4 補助金の算出方法

下記の補助上限額と補助対象経費のいずれか低い額とする。

補助上限額：200,000 円

※補助上限額の方が低い場合であっても、予算の範囲内において補助金を交付するため、申請状況によっては、補助上限額を下回る場合がある。

5 申請手続き

○申請の受付期間

受付期間：令和8年11月上旬から令和8年12月中旬まで（予定）

交付決定：令和9年1月下旬（予定）

○受付方法

香川県電子申請・届出システムでの申請受付を予定しています。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay

※申請にあたっては、実績報告時との乖離を極力なくすよう精査のうえ申請いただくようお願いします。

6 交付決定

県は提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、「補助金交付決定通知書（様式第2号）」を送付します。

7 事業の実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※この期間に、事業の着手（発注・契約）、実施、すべての補助対象経費の支出が完了している必要があります。

8 実績報告

県からの交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、令和9年3月31日(水)までに、「事業完了実績報告書（様式第7号）」を提出してください。

9 補助金の交付

補助金の支払いは、補助金実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、請求書を提出していただく必要があります。

10 注意事項

事業の実施に当たっては、補助金交付要綱を十分ご確認ください。

11 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10 香川県庁舎東館 5 階

香川県交流推進部交通政策課総務・企画グループ

TEL:087-832-3135 FAX:087-831-9606 e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp